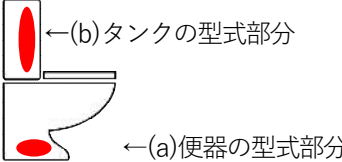


⑦ 節水トイレ（改修のみ対象）

令和8年度をもって終了する予定です。

助成対象者	【個人】 荒川区内の当該機器を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 【集合住宅】 荒川区内に集合住宅を一棟所有する方、管理組合		
機器別対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の便器を1回の洗浄水量が6.5リットル以下の便器に改修するもの。 ・これまでトイレが無かった場所に新たに設置するものは対象外。 ・福祉部が実施する「介護保険住宅改修」や「高齢者住宅改修給付事業」など他課でトイレ改修についての給付金等を申請する場合は、本助成金の申請はできません。 		
助成対象	便器及びタンクのみ（温水洗浄便座等は対象外）		
助成金額 (千円未満切り捨て)		荒川区外業者から購入した場合	荒川区外業者から購入した場合
	個人	本体費用(税抜き)の2分の1 上限5万円	本体費用(税抜き)の2分の1 上限3万円
※「個人」の場合は複数台申請した場合でも右の上限額となります。	集合住宅	①、②のいずれか低い額 ①トイレ本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②5万円×施工戸数 上限25万円	①、②のいずれか低い額 ①トイレ本体費用(税抜き)の合計の2分の1 ②3万円×施工戸数 上限15万円

申請書類（ A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）

(A) 共通	1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。	 <p>←(b)タンクの型式部分</p> <p>←(a)便器の型式部分</p>
	2 領収書、内訳書の写し 本体費用（型式も記載）や施工費などの項目とそれぞれの数量、価格等の内訳が明記されたもの	
	3 設置場所の施工後写真(最大3枚) ①全形、②型式部分が確認できるもの ※(a)便器と(b)タンクが別々の場合は、それぞれの型式部分の写真が必要です。(参考：上図)	
	4 ①全形、②型式、③性能（規定の洗浄水量）に適合していることが分かる資料（カタログ等）	

+

(B) 申請者区分別	個人	1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合のみ）
	集合住宅	<p>【集合住宅の所有者（オーナー）として申請する方】</p> <p>1 建物の固定資産税の納税通知書(課税明細書含む)の写しまたは建物の全部事項証明書（登記簿謄本）</p> <p>【集合住宅の管理組合として申請する方】</p> <p>1 管理組合の規約の写し</p> <p>2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書</p>

※(B)：上記の申請者区分(個人・集合住宅のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。該当がない場合は、(A)共通の書類のみご提出ください。